

高原町外国語指導助手業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和3年9月

1 趣旨

グローバル化が急速に進むなかで外国語によるコミュニケーション能力が必要とされていること。また、外国語教育について、学習指導要領の改訂により令和2年度から小学校の外国語活動及び外国語が位置付けられた。外国語活動等を通して児童・生徒の外国語によるコミュニケーションの資質・能力の向上を図るため、安定した外国語教育を行うための3年間の契約を行うための委託業者選定を行う。

2 事業概要

- (1) 事業名 高原町外国語指導助手業務委託事業
- (2) 事業内容 別紙「高原町外国語指導助手業務委託仕様書」のとおりとする。

3 契約期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 予定価格（契約金額限度額）

金16,038,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本予定価格は3年間の合計額とし、年度ごとの予定価格は本予定価格の3分の1を上限とした価格とする。

5 事務局

高原町教育委員会 教育総務課 学校教育係（以下「事務局」という。）

〒889-4412 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓392番地

TEL：0984-42-1484 FAX：0984-42-3969

メール：kyousou@town.takaharu.lg.jp

6 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、本公告日現在において次の資格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高原町競争入札参加資格名簿に登載されている者で、指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 九州内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合は除く。）。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続開始の申立て（同

法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること（破産者で復権を得た場合を除く。）。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (8) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について、滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第28条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）もしくは暴力団又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者もしくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

7 交付書類等

- (1) 参加表明書等のプロポーザルに参加するために必要な書類は、次のとおりとする。
 - (ア) 高原町外国語指導助手業務委託公募型プロポーザル実施要領
 - (イ) 高原町外国語指導助手業務委託仕様書
 - (ウ) プロポーザル参加表明書（様式1）
 - (エ) プロポーザル参加に係る誓約書（様式2）
 - (オ) プロポーザルに関する質問書（様式3）
 - (カ) 提案書（様式4）
 - (キ) 高原町外国語指導助手業務委託事業見積価格書（様式5）
- (2) 高原町のホームページから取得すること。ただし、ホームページから取得できない環境にある場合は、前記5の事務局に連絡すること。

8 参加手続

(1) スケジュール

ア. 公募	令和3年9月21日（火）～令和3年10月22日（金）
イ. 質問の受付締切	令和3年10月8日（金）
ウ. 質問に対する最終回答	令和3年10月13日（水）
エ. 参加表明書等提出期限	令和3年10月22日（金）
オ. 提案書提出締切	令和3年10月22日（金）
カ. 審査	令和3年11月2日（火）
キ. 審査結果の通知	令和3年11月5日（金）
ク. 学校への結果周知	令和3年11月8日（月）
ケ. 学校との打合せ	令和3年12月1日（水）～（予定）
コ. 契約締結	令和4年4月1日（金）～

- (2) プロポーザルに参加する提案者は、7の(1)に記載された(ウ)(エ)の書類を各1部ずつ事務局へ提出すること。
- (3) 参加手続書類の提出
 - (ア) 提出期限 令和3年10月22日(金)午後5時(閉庁日を除く。)
 - (イ) 提出書類 プロポーザル参加表明書(様式1) プロポーザル参加に係る誓約書(様式2)
 - (ウ) 提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

9 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の提出
 - (ア) 提出期限 令和3年10月8日(金)午後5時
 - (イ) 提出書類 質問書(様式3)
 - (ウ) 提出方法 電子メールにて送付すること。
 - (エ) 提出先 kyousou@town.takaharu.lg.jp
- (2) 質問への回答
 - (ア) 回答方法 質問者に電子メールにて回答するとともに、令和3年10月13日(水)まで高原町ホームページに回答内容を掲載する。

10 提案書類の提出

- (1) 提案書類の提出
 - (ア) 提出期限 令和3年10月22日(金)午後5時(閉庁日を除く。)
 - (イ) 提出書類 提案書(様式4) 会社概要(任意様式) 企画書(任意様式) 高原町外国語指導助手業務委託事業見積価格書(様式5) 各10部ずつ
 - (ウ) 提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
- (2) 提出物について
 - (ア) 使用する言語は日本語、単位は日本の標準時及び計量法、通貨は日本円とする。
 - (イ) 提出した書類の再提出、差替え及び修正は原則、認めないものとする。

11 審査

「高原町外国語指導助手業務委託業者選定審査会」を設置し、最優秀提案者を選定する。選定審査会は町職員ほか7名をもって組織し、教育長を委員長とする。

最優秀提案者審査として、プレゼンテーション(ヒアリング(質疑応答)を含む。)を前記8の(1)の(カ)に定める日に実施し、プロポーザル審査基準に基づき点数化を行い、合計点数を基に最優秀提案者を選定する。

最優秀提案者が、この実施要領に定める契約解約事項に該当することとなった場合は、次点の者を最優秀提案者とする。

- (1) 留意事項
 - (ア) プレゼンテーションの順番は、提案書類の受付順とし、場所、時刻等については別途案内通知を参加者に送付する。

- (イ) 提案者（説明者等）は、3名までの入室を認める。
- (ウ) プレゼンテーションの持ち時間は30分以内（準備を含める。）とする。その後、ヒアリングを10分行う。
- (エ) ヒアリングの内容は、提出書類及びプレゼンテーションに関する質疑とする。
- (オ) プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーン、延長コードは事務局で準備する。その他プレゼンテーションに必要な物は、提案者で準備すること。
- (カ) 資料等の追加提出は認めない。
- (キ) 他の提案者のプレゼンテーションの傍聴（入室）は認めない。

1.2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、最優秀提案者選定後に判明した場合も同様とする。

- (1) 提出期限後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 事務局以外に対して質疑等の連絡を行った場合
- (4) 実施要領に違反すると認められる場合
- (5) 公正を欠いた行為があったと認められる場合

1.3 著作権及び提出書類の取扱い

提案内容に係る著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとするが、最優秀提案者の提案、アイデア及びノウハウについては、本町に帰属するものとする。

なお、選定されなかった者の提案、アイデア及びノウハウについては、提案者に無断で使用はしない。

1.4 その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類、資料等は返却しない。
- (3) 契約締結後において、失格事項又は不正と認められる行為が判明したときは、契約を解除できるものとする。
- (4) この実施要領に定めのない事項については、本町の条例、規則等に準ずるものとする。

